

1 農山漁村地域活性化基本計画（以下「基本計画という。」）の見直しの考え方について

(1) 取り巻く環境の変化への対応

- ① 現行基本計画が策定された平成25年度以降、農林水産業政策の基本的な方向性を示すそれぞれの国の基本計画が見直され、松江市としても国の目指す方向に準じた内容に見直す必要があります。

国の農林水産業に関する基本計画

- 「食料・農業・農村基本計画」（R2.3月）
- 「森林・林業基本計画」（R3.6月）
- 「水産基本計画」（R4.3月）
- 「みどりの食料システム戦略」（R3.5月）

- ② 更に、昨今のコロナ・ウクライナ情勢などによる食料安全保障上のリスクの顕在化や、農林水産業を取り巻く情勢の変化に対応が必要となったことから、「農政の憲法」と言われる「食料・農業・農村基本法」の制定後初めての見直しに向けた議論がされており、4つの方向性が示されました。

～「食料・農業・農村基本法」の見直しを行っています～

見直しの4つの方向性

世界人口の増加や食料生産の不安定化によって、いつでも、安く、食料が手に入る時代ではなくなる?

1. 皆さんに食料を届ける力の強化

- 不測時だけではなく、国民一人一人に食料が行き届くよう、平時から、食料安全保障に向けて取り組みます。
- 国内農業生産を増大しつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用などにより、安定した食料供給を図ります。
- 食料品店の減少やラストマイル問題などにより、食料品の入手に困難が生じないよう、食料を届ける力を整えます。
- 輸出を応援し、農業・食品産業の維持・発展を目指します。
- 農産物等について、消費者の理解を得ながら、食料システム全体の中で適正な価格形成を行うための仕組みについて検討します。

将来にわたって農業・食品産業を持続するために必要なことは?

2. 次世代へつなぐ、環境にやさしい農業・食品産業への転換

- 環境にやさしい持続可能な農業を展開するため、有機農業などを全国に広めます。
- 生産、加工、流通、小売といった食の関係者全員で、温室効果ガスの削減や食品ロス削減などを目指します。

農業生産を維持するためにどうする? 20年後には農業者が現在の1/4程度になる?

3. 新たな技術も活用した、生産性の高い農業経営

- 生産性の高い農業ができるよう、農地の集積・集約化など環境を整備します。
- スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入などにより、更なる生産性の向上を目指します。

農村を元気にするために何ができる? 農村の地域社会が維持できなくなる?

4. 農村・農業に関わる人を増やし、農村や農業インフラを維持

- 農業者、非農業者にかかわらず、新たな就業機会を確保するための取り組みを進めます。
- 農業インフラについて、ICT導入やDXの取組等による作業の効率化を進めます。
- 用排水路などを管理しやすいものに整備し、保全管理しやすくするよう取り組みます。
- 人手不足な状況においても、農業者以外の参画を促進し、農業インフラを地域全体で維持管理していく取組を進めます。

食料・農業・農村基本法
ホームページ



- ③ SDG s（持続可能な開発目標）への対応が求められます。SDG sとは、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030年を期限とする17の国際目標です。

SDG s の達成に向けた
取組強化



(2) 評価・検証結果の反映

これまでの11年間の取組の検証により、課題の見直しを行い、新たな課題解決に向けた「方向性」と「実現するための取組」を反映します。

(3) 実施計画の策定

次期基本計画から実施計画を策定し、適切なK P Iを設定し、毎年進捗管理を行います。

(4) 計画期間の見直し

令和6年度から始まる次期基本計画の終期については、松江市総合計画（MAT SUE DREAMS 2030）の目標達成に向け、施策を連動させるため、総合計画と同様に2029年度（令和11年）までの6年間とします。

計画期間：2024年度（令和6年度）から2029年度（令和11年度）まで

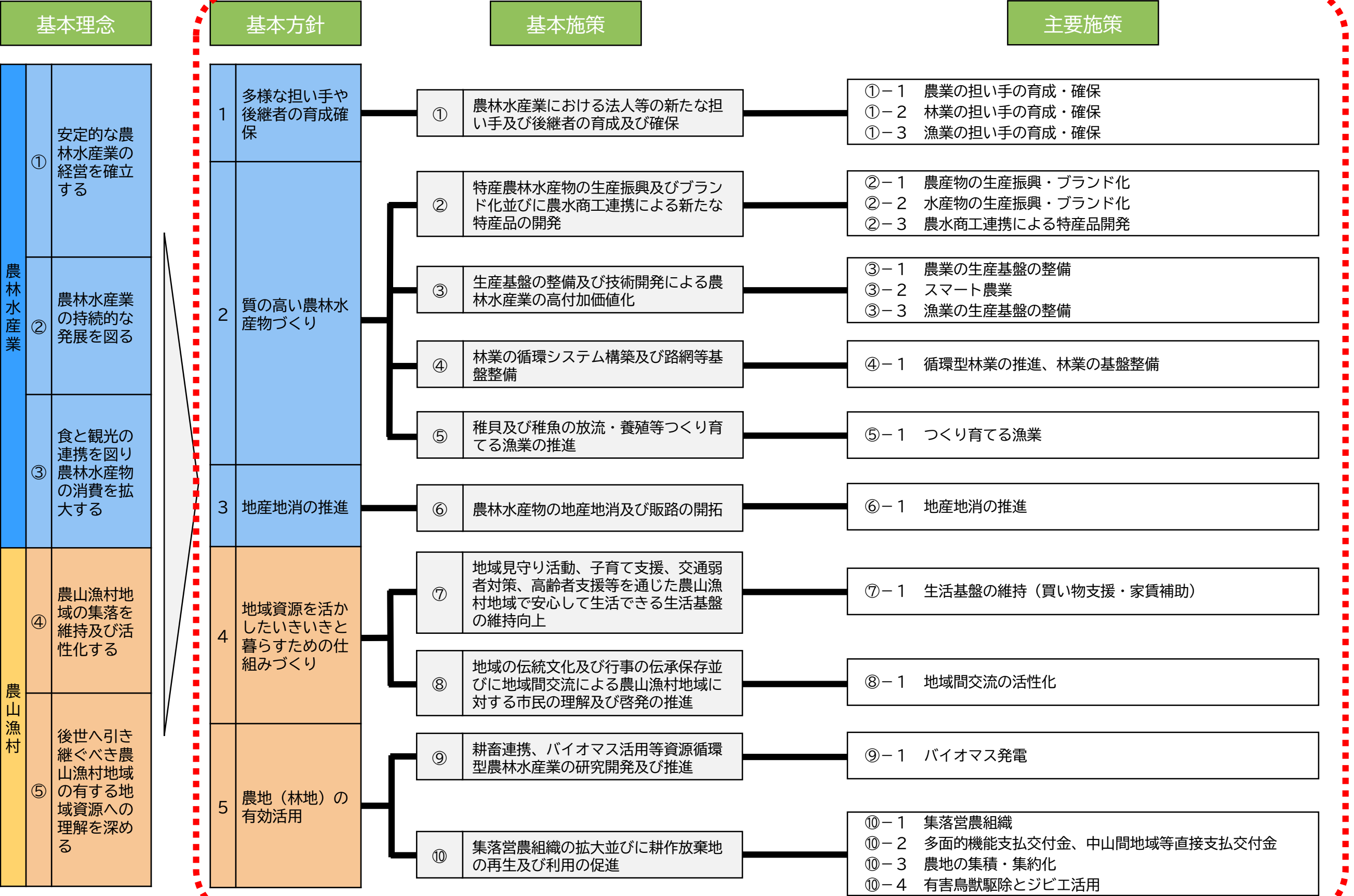
(5) 計画策定スケジュール

R5年度					R6年度
11月	12月	1月	2月	3月	4月～
★第1回審議会 (11/17)		★第2回 審議会 新計画(素案)		★第3回 審議会 新計画(最終案)	
・旧計画の検証 ・見直し方向性 ・スケジュール		公表	パブコメ	計画策定	

2 基本計画の施策体系の見直し（案）について

【現行】農山漁村地域活性化基本計画の体系

見直しレベル



【次期】農山漁村地域活性化基本計画の体系（案）

見直しレベル

